従業員6人以上の店舗の雇用維持を応援!

-定規模以上の 飲食店等へ支援金を交付

神奈川県協力金(第5弾)に対応した支援金(第1弾)は 申請期限を令和3年6月18日(金)まで延長しています

申請期間:令和3年3月29日(月) \sim 7月16日(金)

「当日消印有効」

▶支援額

従業員6人目に10万円(以降1人あたり10万円)

- ●従業員5人以下の店舗は対象外
- ●上記金額から神奈川県新型コロナウイル ス感染症拡大防止協力金(第6弾)の時短営 業要請期間28日間(令和3年2月8日~ 3月7日) のうち県協力金(第6弾)の対象 外となった日数1日につき1人5,000円を 減額する
- ●1店舗上限50万円
 - ※1事業者が市内の複数飲食店で時短営業をしている 場合、各店舗ごとに上限50万円

店舗の従業員数	支援額		
5人以下	対象外		
6人	10万円		
7人	20万円		
8人	30万円		
9人	40万円		
10人以上	50万円(上限)		
ト記古塔頞は 時毎労業を20日間した提合の全額です			

対象者(次の1~4の全ての要件を満たす方)

- 平塚市内で店舗を営業している者 1
- 支援金申請店舗について、県協力金(第6弾)の交付を受けている飲食店 2 等であること
 - 支援金申請店舗において従業員(令和3年2月8日から3月7日までを雇 用契約期間に含む者)を6人以上雇用していること
- 3 ※1事業者が市内で複数店舗営業している場合、店舗ごとに従業員数を判断し交付 ※従業員には、会社役員、個人事業主本人又は同居の親族従業員、2カ月以内の短期雇用 又は日雇い雇用の者、給与等の支払実績がない者は含みません。
- 支援金申請日時点で廃業や閉店をしていないこと 4

> 必要書類

NO	必要な書類	法人	個人
1	交付申請書 1事業者につき1枚提出。	•	•
2	店舗情報記入シート 2店舗以上の場合、店舗ごとに提出。	•	•
3	従業員の雇用を証する書類の写し 賃金台帳又は給与明細の写し(令和3年1月~3月分又は2月~4月分) 上記期間中、休業などにより出勤実績がなく、雇用を証する書類で給与 等の支払が確認できない従業員については、申請日までの間に出勤があった 月の賃金台帳又は給与明細の写しも併せて提出(申請日までに給与等の支払 実績がない場合は、従業員とみなしません)。	•	•
4	請求書兼誓約書 請求口座は原則、神奈川県の協力金が振り込まれた口座と同一の 口座を指定。異なる口座を指定した場合は、その口座の通帳の写し (表紙をめくった見開き)を提出。	•	•
5	県協力金(第6弾)の振込が確認できる資料 通帳の写しやインターネットバンキングの取引画面など。 「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義」「神奈 川県からの振込金額」「神奈川県からの振込コメント欄」((6)ケンコロナボ ウシキョウリョクキン)のすべてが確認できるものを提出。	•	•
6	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し 神奈川県に提出したものと同じものを提出。	•	•
7	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し 申請書の提出日から3か月以内の日付のものを提出。支援金(第1 弾)の交付を受けた事業者で役員等の変更がない場合は省略可。	•	
8	申請者が本人であることを証する書類の写し 運転免許証、保険証等の写し(住所等が裏面記載の場合は裏面を 含む)。マイナンバーカードの写しの場合は表面のみ提出。		•

▶申請方法

市公式ホームページにある申請書等を令和3年7月16日(金)までに、平塚市商業観光課へご郵送ください。

郵送先: 〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市商業観光課 支援金第2弾係 行

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請の受付は郵送のみとさせていただきます。



詳細は平塚市公式ホームページでご確認ください。 http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page-c_01131.html お問合せ先:平塚市商業観光課 ☎ 0463-35-8107